

カット紙メールシーラー賃貸借 質問回答

No.	質問内容	回答
1	公告（契約実績表について） 「令和5年4月以降に本業務と類似する業務」は、OA機器の賃貸借と受け取ってよろしいでしょうか？	メールシーラーの実績を記載いただくのが望ましいですが、その他OA機器の賃貸借を記載していただいても構いません。
2	公告（官公署での受注実績について） 完了分ではなく、令和5年度以降の受注分と受け取って宜しいでしょうか？	令和5年度以降の受注分で問題ありません。
3	仕様書（次年度以降の契約について） 「5. 次年度以降において当市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合、当市はこの契約を解除することができる。」の記載については、「受注者は発注者に対して損害賠償の請求が可能、もしくは協議して定める」との認識で宜しいでしょうか？	ご認識のとおりです。契約書に以下のとおり記載します。 「次年度以降の契約が変更又は解除された場合において、損害が生じたときは、甲（久留米市）にその賠償を請求することができる。この場合における賠償額は、残りの賃貸借契約期間に相当する賃借料総額を上限として、甲と乙が協議して定めるものとする。」
4	仕様書（動産保険の内容について） 「8.（6）動産総合保険」の内容に関して、動産総合保険では、地震・噴火・津波などの天災は対象外であり、補填されませんが、宜しいでしょうか？	地震・噴火・津波などの天災は対象外とのことで問題ありません。契約書には以下のとおり記載し、補填があった場合はその金額を減額していただきます。 「自然災害など甲（久留米市）の責めに帰すことができない事由により、賃借物品が損害、欠損、又は滅失により使用できなくなった場合は、甲は残りの賃貸借期間に相当する賃借料を支払うものとする。ただし、動産総合保険等による補填があった場合は、賃借料から補填があった金額を除いた額を支払うものとする。」